

## 議第 3 3 号 呉市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨及び内容

旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号。以下「法」といいます。）第 3 条第 1 項の規定により，旅館業を営もうとする者は，都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては，市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けなければなりません。

都道府県知事は，当該許可の申請に係る施設の設置場所が「学校，児童福祉施設及びこれらに類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあっては，市又は特別区）の条例で定めるもの」の周囲おおむね 1 0 0 メートルの区域内にあって，その設置によって学校等の清純な施設環境が著しく害するおそれがあると認めるときは，許可を与えないことができます（法第 3 条第 3 項）。

呉市においては，呉市旅館業法施行条例（平成 2 4 年呉市条例第 3 9 号）第 4 条において，「条例で定めるもの」は，「図書館，博物館等，青少年のための教育施設，都市公園等」としています。

この度，博物館の事業，登録の要件等の見直しをするために博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）の一部が改正されたことに伴い，引用条文の整理等を行います。

### 2 広島県内の状況

同様の条例を制定している広島県及び県内の保健所設置市（広島市及び福山市）も，同様の改正をする予定です。

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日